

社会福祉法人
青森県玉葉会

行動計画2026

2022年度～2026年度 中期行動計画

- ◆ 救護施設白鳥ホーム
- ◆ 指定共同生活援助事業所
ハイツ花つばき
- ◆ 平内町地域活動支援センター
しらゆき

はじめに

当会は「地域とともに明るく豊かな生活をめざして」を理念として掲げています。つまり利用者の基本的人権を保障し主体的な自己実現の支援をすることで、その豊かな生活の実現をめざしています。

しかし、個々のニーズは多岐にわたっています。それらに対応するためには、法人内サービスだけではなく、地域におけるネットワークを構築し総合的な福祉サービスを提供しなければなりません。さらに公益的視点から、そのサービス対象は施設利用者に留まらず、地域住民も含めた地域全体が明るく豊かな生活ができるように、当会が地域から必要とされる社会資源の一つとして機能することをめざしています。

これらの実現のため策定した「行動計画2021」（2017年度～2021年度 中期行動計画）は、社会福祉法の改正への対応、白鳥ホーム利用者の定員数の確保、福祉サービス第三者評価の受審、グループホームの経営安定が大きな課題でした。

社会福祉法人が求められているコンプライアンスの徹底や公益性の強化をはじめ、白鳥ホームの利用者の確保、福祉サービスの質の向上等、ほぼ計画どおりに進めてきました。ただ、グループホームについては定員を7名に増員したものの、経営は厳しく、さらに強化する必要があります。

また、2020年初めから世界的に広がった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、世界中の人々の生活に大きな影響をもたらしました。それは施設生活も同様で、この2年間は感染防止が主な活動となっていました。

今後の課題としては、このような感染症対策をはじめ、2023年に予定されている生活保護法改正への対応、白鳥ホーム利用者の他法や地域生活への移行、職員の確保、グループホームの経営強化等が挙げられます。

このような課題が解決されるよう、中期的な計画として「行動計画2026」（2022年度～2026年度 中期行動計画）を新たに整理しました。

職員一丸となってこの計画を着実に実践し、地域から必要とされる法人をめざします。

目 次

はじめに.....	1
法人理念・基本方針.....	3
I 法人事業の全体像.....	4
II 利用者に対する基本姿勢.....	7
III 地域に対する基本姿勢.....	10
IV コンプライアンスの徹底.....	12
V 人材の育成と確保.....	13
VI 適正な財務管理.....	15
別表1	18
別表2	19

法人理念・基本方針

理 念

「地域とともに明るく豊かな生活をめざして」

基本方針

- 1 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援をする。
 - (1) 利用者を独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努める。
 - (2) 利用者が主体的に自己実現を図れるよう、できる限り支援する。
- 2 利用者の多様なニーズに対する福祉サービスを総合的に提供する。
 - (1) 利用者の個々の生活に対応したサービスを提供する。
 - (2) ノーマライゼーションの考え方を踏まえ、「ともに生きる」ための生活環境を構築する。
- 3 地域の社会資源におけるネットワークを構築し、地域に根ざした法人をめざす。
 - (1) 他法、他機関を含めた地域の社会資源とのネットワークを活用し、利用者・地域住民のニーズに応じた支援を提供する。
 - (2) 施設が地域の社会資源として機能することをめざす。
- 4 よりよい支援を行うには、職員の高いモラルと職務に対する専門性が不可欠であることから、職員は常に自己研鑽に励む。
 - (1) 職場内研修を意欲的に実施し職場外研修にも積極的に参加する。
 - (2) 各業務に役立つ専門資格を取得できるよう、職場として支援する。

I 法人事業の全体像

社会福祉事業は当会設立時からの救護施設の経営を主たる事業とすることは変わりありません。

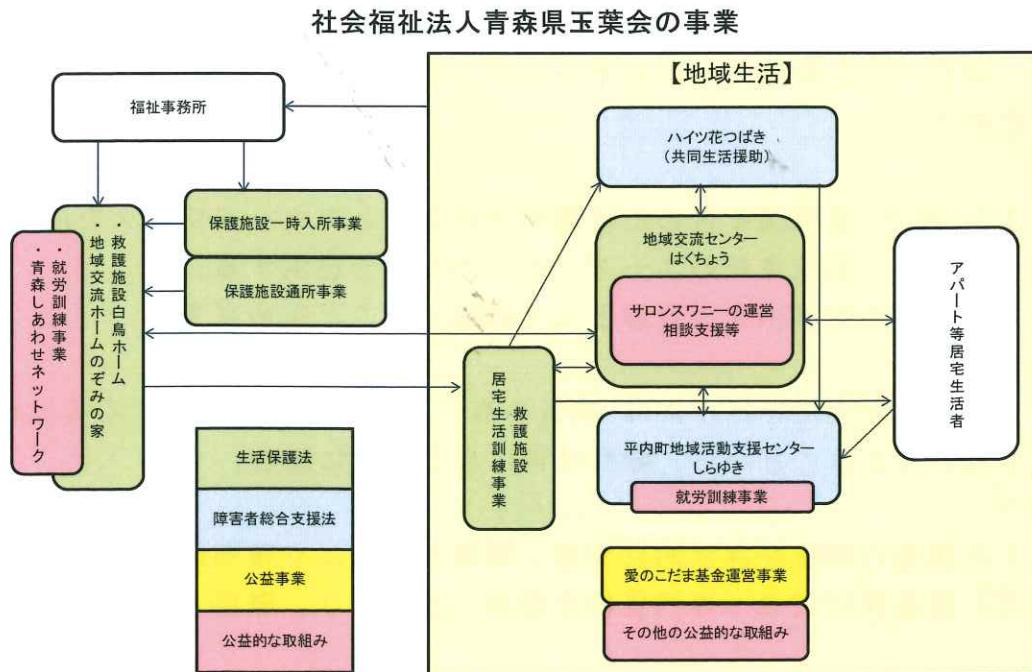
現在の救護施設は、従来の「終の棲家」というセーフティネットの考え方だけではなく、可能な利用者には地域生活に戻っていただくという、トランポリン型の機能も強く求められています。つまり、生活保護法の基本的考え方である「保護と自立」「他法優先」を強く意識しながら、利用者の地域移行の仕組みを強化する必要があります。

しかし地域においては、それを受け入れ、サポートするサービスは十分とは言えません。したがって、そのニーズに対応するため、障害者の地域サービス事業も必要に応じて展開していきます。

また、公益事業「愛のこだま基金運営事業」は、青森県共同募金会からの助成金により資金の目途が立ったことから、2021年度より就職支度金に加え進学支度金も支給することとなりました。今後もこのニーズが高いことから、可能な限り継続していきます。

さらに、公益的な取り組みについては、地域の障害者、生活困窮者、一人暮らしの高齢者支援を中心に取り組んでいきます。また、新たなニーズがある場合には、積極的に対応していきます。

このことを図にまとめると次のようにになります。



1 救護施設 白鳥ホーム

(1)利用者の自己実現めざして

救護施設の基本的サービスである生活支援をしっかりと行ないます。その上で、「ウイズコロナ」の状況下にあってもそれぞれの利用者が自己実現できるよう、個別支援計画をもとに専門職チームとして支援していきます。したがって、ケアカンファレンスや個別支援計画の重要性がさらに高まっていることから、勉強会や指導者の育成に力を入れていきます。

また、東北地区救護施設協議会及び青森県救護施設協議会の事務局施設として、それぞれの連携を図るとともに、東北地区の利用者の自己実現に寄与します。

(2)生活保護法の改正への対応

2023 年度の生活保護法の見直しでは、日常生活支援住居施設を含め保護施設のあり方の検討が予定されています。その変化への対応については、全国救護施設協議会からの情報を中心に連携して行なっていきます。それまでは、救護施設の本来の機能である「保護」と「自立」、つまり「セーフティネット機能」と「トランポリン機能」を十分に發揮し、救護施設はなくてはならない施設であることをアピールしていきます。

(3)地域生活移行支援の強化

救護施設の地域生活支援 3 事業 「救護施設居宅生活訓練事業」「保護施設一時入所事業」「保護施設通所事業」を利用者のニーズに合わせて継続し、地域移行可能な利用者の自己実現を支援します。また、介護保険施設や障害者支援施設などの他法制度への移行も併せて強化していきます。

(3)地域交流センターはくちょうの充実

サテライト型の地域交流ホームとして、利用者の日中活動の場や地域の方々との交流の場などを目的に設置していますが、地域の障害者や一人暮らしの高齢者などの日中の居場所としてのサロン活動や相談活動、さらには様々な作品を展示するギャラリーとして利用していただくななど、その活用機会の充実を図っていきます。

2 指定共同生活援助事業所 ハイツ花つばき

(1)経営の安定

経営の安定には利用者 12 名以上が必要となります。今後、利用者確保の目途が立った場合、男性用の 6 名定員事業所の新設を検討していきます。ただし、その事

業所は法人所有ではなく、資金が少なくて済むレンタル方式を検討します。

(2) 感染症対策と防災

地域の方との接触機会が多く感染リスクが高いことから、新型コロナウイルス感染症の蔓延した状況下においては、地域での活動範囲をかなり制限してきました。そのためか感染者は一人もありませんでしたが、今後も同じような対応を継続し注意していく必要があります。さらに感染症対策の勉強会を利用者、職員ともに継続します。

防災については、防災計画にのっとり地域住民の協力を得ながら訓練を実施します。さらに、感染症と災害に対応した業務継続計画をもとにした訓練も併せて行っています。

3 平内町地域活動支援センター しらゆき

(1) 作業収益の安定

現在は地場産業のホタテ養殖用ロープカット、ピン付け作業及びエコクラフトを使った手芸品づくりが主な作業ですが、受注の拡大と新たな作業の導入により収入の安定に繋げます。

(2) 地域との交流の促進

地域のイベントや交流会等に積極的に参加し、利用者が地域住民と交流する機会を多く提供していきます。しかし、新型コロナウイルス感染症が蔓延している場合は、それも縮小せざるを得ない状況にあります。特に地域で生活している方が利用しているため、感染防止には十分に注意をしていきます。

(3) 平内町精神障害者家族会(しらゆきの会)

平内町精神障害者家族会の事務局として、地域の精神障害者の社会参加を目標に相互に学びあい、家族間の親睦を図り、少しでも生きづらさが解消されるよう活動していきます。

また、東青地区精神障害者家族会と連携し、より広いネットワークの中で、地域における精神健康福祉の向上に寄与します。

II 利用者に対する基本姿勢

当会の利用者が基本的人権を保障される中で、主体的な自己実現により豊かな生活ができるよう、専門職チームとして支援します。そのための福祉サービスや生活環境・利用環境は、常に向上できるよう努めます。

1 利用者的基本的人権の保障

(1)利用者の自己決定と選択の尊重

人権や尊厳を保障するということは、自らの人生は自らが選び決定するということです。利用者が自己実現できるように、選択と決定の機会を常に提供し、専門職としての見地で支援します。また、障害者の権利条約における「合理的配慮」には、特に留意して支援していきます。

(2)虐待防止

虐待は利用者の人権や尊厳、そして安らかな生活に対する大きな侵害行為であるということを常に意識できるよう、虐待防止委員会を中心とした組織的な啓蒙活動を継続します。また、全国社会福祉協議会が示した「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）」を活用し、自己チェック、自己研鑽を行い虐待防止に努めます。また、外部研修にも積極的に参加し、伝達研修などを通して全員で共有していきます。

(3)苦情解決・相談体制の強化

利用者的人権や尊厳を保障するためには、苦情解決・相談体制は重要です。しかし、ここ数年は苦情件数がかなり減っています。利用者やご家族に、再度この制度の活用を促していきます。

(4)個人情報保護

利用者のプライバシー、個人情報保護に対する個人情報管理規程を遵守し、信頼性の高い福祉サービスを提供します。特に個人番号等の取り扱いには細心の注意を払っていきます。

2 サービスの質の向上

(1)福祉サービスの質の自己評価の継続

常に利用者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するためには、サービス提供者自らが、良質かつ適切な福祉サービスとなっているのかをチェックする必要があります。福祉サービス第三者評価「救護施設版」と合わせ、2021年度に作成した「改善計画シート」により、改善の進捗状況を評価していきます。

(2)利用者サービス満足度調査の実施

サービスの向上を図るうえで、実際にサービスを受ける利用者からの声を聴きることは重要なことです。毎年調査を行い、課題については改善を図りながら質の向上と満足度の高い施設生活を目指します。

(3)福祉サービス第三者評価の受審

地域から信頼される法人になるには、福祉サービス第三者評価を受審し結果を公表する必要があります。当会は2020年度に受審し公表していますが、それを基に作成した「改善計画シート」により改善を進め、2024年度の2回目の受審をめざします。

(4)サービスマニュアルの定期的な検証

利用者の状況は常に変わっていきます。したがってサービスも現在の方法でよいのか検証する必要があります。マニュアル委員会を中心に、サービスマニュアルを年1回以上定期的に見直していきます。

(5)食事の充実

白鳥ホーム利用者は高齢化や障害の重度化が進み、特別食が細分化され、その数も多くなっていますが、給食部門は委託ではなく施設職員であるため、利用者のその時の状況に応じて食事を提供することが可能です。これは白鳥ホームの大きな強みとなっています。設備のさらなる充実を含めて、このサービスに力を入れていきます。

3 生活環境の向上

(1)安全で衛生的かつ快適な環境の整備

一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供するために、安全面、衛生面、採光面、防臭面など生活環境の様々な点について点検し、よ

りよい環境の実現に努めます。

設備面では、プライバシー保護のための居室カーテンの増設、車いす利用者や病弱者用に和室の洋室化工事、居室暖房の点検整備、介助用機器や介助用車両のさらなる導入を進めていきます。

(2) 感染症対策

新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスをはじめ、様々な感染症対策として施設内の衛生管理には特に注意していきます。利用者にも各予防接種、手指消毒、うがい等のお願いを継続しますが、現在の新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきた状況下では、厚生労働省の指針に合わせて日常生活を変えていきます。

また、感染症用業務継続計画に従った訓練を行っていきます。

(3) 災害、防犯対策

火災、災害及び防犯対策としてのマニュアルに従い、災害・事故等の未然防止と発生した場合の速やかな対応に努めます。

白鳥ホーム周辺は「土砂災害警戒区域」に指定されているため、土砂災害警戒情報には速やかに対応していきます。白鳥ホームの利用者には自力避難が難しい状態の方もいることから、避難が円滑にできるよう、地元行政、地域のボランティアや盛田地区住民との連携を強化していきます。

また、災害発生時用の備品や3日分の非常食・飲料水を利用者、職員及び地域の住民用を含め180人分を備蓄します。併せて、災害用業務継続計画に従った訓練を行っていきます。

不審者の侵入対策としては、防犯カメラや警備業者との契約等の対策のほか、施設近隣の住民や警察等の関係機関と連携し不審者情報の共有に努めます。さらに、職員が緊急時の対応ができるよう、警察の協力を得て不審者に対する講習会や訓練を継続して行います。

III 地域に対する基本姿勢

地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取組みを推進します。

また、地域の生活困窮者支援として、全国救護施設協議会が示した「救護施設として取り組むべき生活困窮者支援に係る事業」（別表1）に沿った活動を行います。

さらに、今まで地域貢献として行ってきた活動も継続し、地域から必要とされる法人をめざしていきます。

1 公益事業

(1)「愛のこだま基金」運営事業

「愛のこだま基金」運営事業は、県補助金を基金とし、その利息と寄付金等を合わせて社会福祉施設や里親の元から就職する方へ就職支度金として支給し、福祉の向上を図る事業です。当会が県より委託を受け、昭和41年度から運営しているもので、支給人員は2,200名を超えており、その需要が大きいため今後も継続していきます。

低金利と寄付金の減少で運営が難しい状態となっていましたが、共同募金会からの助成を受けることとなり資金の目途が立ったため、2021年度からは、就職支度金のほかに進学支度金も支給することとなりました。

2 地域における公益的な取組み

(1)地域の生活困窮者の相談受付

地域交流センターはくちゅうの機能を使い、地域の最前線の生活困窮者相談窓口として相談サービスを行います。さらに、生活困窮者自立相談支援事業所につなぎ、その支援スタッフの一員として協力していきます。

(2)就労訓練事業(中間的就労)の取組み

生活困窮者自立支援法における就労訓練事業所（中間的就労）の認定を、救護施設白鳥ホームと平内町地域活動支援センターしらゆきの2事業所で受けています。

自立相談支援事業者のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、自立相談支援事業者と連携して生活面や健康面での支援を行います。

(3)社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」への参加

青森県社会福祉協議会が進めるこの事業に参加し、東青地区の拠点法人として、制度の狭間の生活困窮などの様々な課題を抱える方に対し自立支援を行います。

3 地域貢献

施設として現在行っている地域貢献事業は今後も継続します。次の表はその主なものですが、これ以外でも必要があるものは積極的に実施していきます。

分野	活 動
福 祉	地域交流ホームをはじめ、施設機能の開放
	地域交流センターはくちょうによる福祉総合相談サービス
	地域交流センターはくちょうによるサロンやギャラリーの運営
	介護相談
	介護用品・備品等の貸し出し
安 全	一人暮らし高齢者世帯の除排雪
	前庭をドクターヘリ用のヘリポートとして提供
	消防署へ「まちかどハートステイション」の登録
	応急手当普及員による地域住民へのAED、心肺蘇生法の講習
	盛田地区との災害時の相互協力と地区住民分の非常食等の備蓄
教 育	福祉実習・福祉体験の受入れ
	福祉ワークキャンプの受入れ
	職業体験・インターンシップの受入れ
	青森県の「我が社は学校教育サポーター」に登録
美 化	地域住民と協働でゴミ拾いなどの清掃活動
	盛田地区の草刈り
	平内町の観光地等のゴミ拾い
地 域 の 活 性 化	ボランティアの受入れ
	青森市社協「体験ボランティア」に登録
	地域行事への積極的参加
	施設行事への地域住民の受入れ
	地元企業との取引を重視
	安定雇用の提供

IV コンプライアンス(法令等遵守)の徹底

社会福祉法、生活保護法などの関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。また、社会福祉法人を取り巻く様々なリスクから組織を守り、不祥事等を未然に防止するための具体的な取組みを推進します。

1 コンプライアンス教育の徹底

遵守すべきルールやその変更について、幹部職員自ら積極的に研修に参加するなど情報収集に努め、マニュアルの変更や職員に対するルール遵守の重要性を普及、啓発します。

また、専門資格者としてのコンプライアンス意識向上のため、それぞれの専門資格の職能団体への加入を推奨していきます。

2 措置費等の適正な取り扱い

当会は、措置事業と障害福祉サービス事業を行っています。措置費や補助金と収益金はその性格が全く異なるため、混同することなく細心の注意を払い取り扱っていきます。特に、措置費の加算や弾力運用については、間違いないよう所轄庁に確認しながら行っています。

3 チェック機能の維持

現金の出し入れや印鑑の管理、利用者の小遣金の管理等を複数職員でチェックする体制は、しっかりと継続します。

また、間違いが起こりやすい経理・会計及び労務管理は、それぞれ専門職の税理士、社会保険労務士への一部業務委託を継続し、第三者のチェック体制を維持していきます。

4 利害関係者との関係

利害関係者との関係には細心の注意を払い、地域から誤解を招くことが無いように適切な関係を保持します。

V 人材の育成と確保

利用者の多岐にわたるニーズに対応するには、職員の高いモラルと専門性が不可欠であることから、段階を踏んだ計画的な研修の実施と専門資格の取得の支援をしていきます。

また、昨今の働き手不足で他施設や他業種との就労希望者の奪い合いとなっており、採用が難しくなっています。一人でも多くの方が当会の求人に興味を持っていただけるよう、労働条件のさらなる改善の必要があります。

さらに、職員の待遇改善や定年延長も進め、すべての職員が長く働くような環境づくりに努めます。

1 人材の育成

(1) 計画的な研修の実施

職員個々の段階に合わせた研修計画を作成し、職場内外の研修の場を提供します。

また、職員が自発的に希望する研修参加も積極的に支援していきます。

(2) 専門資格取得の支援

施設の業務は、その専門性が求められています。すべての職員がそれぞれの職種に役立つ専門資格を所持できるよう、各種講座の受講、学校入学、資格試験など、職場として可能な限り便宜を図っていきます。特に、幹部候補の職員は専門資格所持を必須とします。

2 人材の確保

(1) 働きやすい職場づくり

当会の労働環境の規程は労働者サイドに立ったものが多く、比較的働きやすい環境になっていますが、人材確保の観点からも、必要な改善は今後も積極的に行います。

職員の腰痛対策や転倒等の事故予防に向けた勉強会やハード面の点検及び新しい機器の導入等、さらに、人材確保が難しい状況においては、業務のICT化や一部を外部委託する等、業務の軽減化も推進していきます。

また、各ハラスメントが起こらないように職場全体での取り組みを継続します。

(2)職員の処遇改善

障害者施設や介護保険施設の介護職員の給与には「処遇改善加算金」が上乗せされるようになり、今後もそれが強化される傾向にあります。救護施設は民間施設給与等改善費が加算されており、その対象外となっています。さらに当会の給料表は公務員を参考にしているため、初任給は他法人の障害者施設や介護保険施設の介護職員に比べ低くなってしまいます。

人材確保の点からも、初任給や夜間勤務手当を現在よりも高く設定する必要があります。併せて多くの法人で設定されている「資格手当」をはじめ、アピールとなる手当等の新設も検討していきます。また、休日を増やしたり労働時間を短縮したりすることも行っていく予定です。

(3)定年の延長

人材の確保が難しくなっていることから、少しでも長く勤務していただけるよう定年の延長を行います。公務員の定年延長は 2023 年度から 2031 年度まで段階的に行われ、60 歳から 65 歳に延長されます。当会もそれに合わせて行います。また同時に 70 歳までの働き方についても検討していきます。

(4)新規採用者の確保

社会福祉系学校の施設実習をはじめ、子供たちのワークキャンプ、職業体験や各体験学習を積極的に受け入れ、福祉の職場の理解を深めていただきます。また、各学校やハローワーク等と連携し、職員採用活動を継続します。

さらに、インターネット環境による職場の情報発信や募集活動の強化も行っています。

VI 適正な財務管理

前期の「行動計画 2021」において、財務基盤を安定させるために各事業所の利用者確保を最重要課題として取り組んできました。その結果、現在は定員確保がほぼ計画どおりに進められています。

しかし、白鳥ホームにおいては循環型の強化、つまり利用者の社会復帰や他法への移動が増えることが予想されるので、さらに新規の利用者の確保が重要となります。また、グループホームにおいても、経営を安定させるため増設を検討していく必要があることから、やはり同じように利用者の確保に継続的に取り組まなければなりません。

1 利用者の確保

(1)関係機関への情報提供及び連携の継続

各福祉事務所をはじめ、多くの病院の地域連携室や福祉相談事業所等の関係機関に、白鳥ホームの空室情報を継続的に提供します。また、グループホームは「あおもりグループホーム連絡協議会」や各相談支援事業所等のネットワークを利用し、利用者確保に努めています。

(2)地域交流センターはくちょうによる利用者確保

地域における生活困窮者支援や一般の福祉相談、さらにサロンスワニーの活動をとおして、白鳥ホームやグループホームの利用希望者を確保していきます。

(3)県外からの利用者確保

青森県の救護施設定員は 380 名、秋田県は 205 名、岩手県は 170 名となっています。前期の「行動計画 2021」において県外からの利用者確保を強化した結果、現在白鳥ホームの県外利用者は秋田県 5 名(5 年前 1 名)、岩手 7 名(5 年前 0 名)となっています。5 年前より 11 名増えています。今後も青森県内とともに、この 2 県には継続的に働きかけていきます。

2 積立金

長期的に安定した経営を確保するため、将来発生が見込まれる経費として以下の積立金を行います。

(1)施設整備等積立金

2022年3月時点での施設整備等積立金は179,483,000円となっており、その内訳は、施設整備積立金166,000,000円、修繕費積立金13,483,000円です。

白鳥ホーム本館（体育館含む）の建替え工事（2037年頃を予定）の自己資金として、440,000,000円（建設費見込み1,132,000,000円：別表2参照）の積立てを行う必要があります。そうなると今後15年間で残額274,000,000円（年平均18,000,000円以上）を積立てなければなりません。かなり厳しい設定となるので、人件費積立から50,000,000円、借入金50,000,000円を充てることとし、今後の積立金を174,000,000円とします。

各年度の積立予定金額は次の表のとおりです。ただし、グループホーム建設費用等の借入金返済がほぼ終了する2024年度までは、その年度に合わせた金額を設定しています。

また、上記の建設費見込額は、現在の建物と同規模のものを想定した金額です。現在の4人部屋中心の居室を、将来は2人部屋や個室に切り替える必要があります。そうなると居室数は現在の2倍以上になることが見込まれるため、費用も現在の見込額よりはかなり多くなります。したがって積立予定額は表のとおりですが、可能な年度は、少しでも多い金額を積立てていく必要があります。

年 度	積立予定額
2022～2024	10,000,000円
2025～2036	12,000,000円
合 計	174,000,000円

また、修繕費積立金は2022年度の白鳥ホーム自家発電設備設置費用に充てる予定です。

(2)人件費積立金

安定的な人件費の確保（何らかの理由により措置費収入が大幅減額した場合の補てん）として、年間人件費の5ヶ月分を目安に、100,000,000円を積立てていますが、今後も確保していきます。

3 借入金返済計画

グループホーム用地購入資金借入金の返済は終了したため、当会の借入金は、グループホームの建設費等資金借入金の1件です。主に白鳥ホーム措置費の弾力運用にて返済していますが、利息を含めた返済予定計画は次の表のとおりです。

年 度	用地購入資金返済予定額 借入金10, 333, 000円	建設費等返済予定額 借入金60, 000, 000円
2015	2, 178, 457円	4, 347, 470円
2016	2, 153, 369円	6, 474, 812円
2017	2, 128, 560円	6, 420, 812円
2018	2, 103, 748円	6, 366, 812円
2019	2, 073, 947円	6, 313, 613円
2020	0	6, 258, 811円
2021	0	6, 204, 813円
2022	0	6, 150, 810円
2023	0	6, 097, 022円
2024	0	6, 042, 812円
2025	0	2, 002, 242円
計	10, 638, 081円	62, 680, 029円

救護施設として取り組むべき生活困窮者支援に係る事業－整理表－

カテゴリー① 救護施設の機能として制度化 されている取り組み	カテゴリー② 救護施設の機能をさらに活かす 取り組み	カテゴリー③ 地域への公益的な取り組み	カテゴリー④ 生活困窮者自立支援制度への 取り組み
フェーズA すべての救 護施設が必 ず取り組む 事業	<p>① 一時入所事業による緊急保護支援 ② 救護施設居宅生活訓練事業による地域 生活移行支援 ③ 優柔型セーフティネット施設として機 能するため、利用者の地域や他種別施 設等への移行促進</p>	<p>① 地域との連携による包括的相談や文 接ネットワークへの参画</p> <p>【説明】法人や施設の外部にある、何らか の地域支援ネットワークへの参画 を指す</p>	<p>① 地域との交流および施設機能の地域 への提供</p> <p>・解説> ・解説が避難所としての施設機能の发挥 ・社会福祉士、精神保健福祉士などの 有資格者による被災者の健診や高齢 者に対するマンパワーの提供 ・研修等による介護セミナー等の講座 ・その他、法人や施設、その施設の特 性を活かしての、さまざまな取り組 み ② 住居喪失者に対し一定期間、衣食住 を提供する一時生活支援への取り組 み ③ 家計・生活指導を通しての生活再建の 支援 ④ 生活困難にある子ども世帯への学習 ・生活支援</p> <p>◆①～④のうち少なくとも1つ以上の事 業を実施</p>
フェーズB 救護施設が 現状以上に 取り組みを すすめるべ き事業	<p>① 保護施設通所事業による、地域生活移 行者等の生活安定にかかる居場所確保 と相談支援（サテライト方式を含む） ② 救護施設配属の精神保健福祉士による 精神障害者への支援 ③ サテライト型施設による居場所確保と 相談支援機能の強化</p> <p>◆①～③のうち少なくとも1つ以上の事 業を実施</p>	<p>① 災害時における被災者等の支援 ② 施設退所者、生活保護受給者への自立 支援（就労、家計・生活支援） ③ 痛正施設出所者等に対する自立支援 ④ DV被害者等の保護と生活支援（緊 急一時保護等）</p> <p>◆①～④のうち少なくとも1つ以上の事 業を実施</p>	<p>① 就労訓練事業（いわゆる「中間就 労」）の取り組み（認定を受ける）</p> <p>① 就労に向けた生活訓練等の就労準備 支援への取り組み ② 住居喪失者に対し一定期間、衣食住 を提供する一時生活支援への取り組 み ③ 家計・生活指導を通しての生活再建の 支援 ④ 生活困難にある子ども世帯への学習 ・生活支援</p> <p>◆①～④のうち少なくとも1つ以上の事 業を実施</p>
フェーズC 救護施設が 現状以上に さらに高度 な専門性を 發揮するた めの事業		<p>① 救護施設の運営法人による居宅生活移 行支援事業（無料低額宿泊所）・この 事業に準ずる居宅看護への取り組み</p> <p>【説明】地域における公益的活動の一環 として、さまざまな困苦を抱え る全世代の福祉ニーズを必要と する者に対し、一次的・包括的 な相談機能を有することを想定</p>	<p>① 地域の関係施設・機関との協働によ る全世代対応型の包括的な総合相談 支援機能の観点からど地域の支援 ネットワークの構築</p> <p>【説明】生活困窮者自立支援法に基づく 自立相談支援事業、もしくはそ れに類する事業を自主的に設置 し運営することを想定。また、 これらの事業に職員を派遣して 協働で事業展開している取り組 みも該当</p>

別表2 白鳥ホーム建替え費用試算

2022年現在の白鳥ホーム建替え費用試算

項目	建設時の取得価格	建設費上昇率	建設費(2037年予想)	自己資金比	自己資金必要額
白鳥ホーム	540,485,126	1.603%	866,397,657	25%	216,599,414
体育館	29,583,191	1.902%	56,267,229	25%	14,066,807
解体費用			50,000,000	100%	50,000,000
駐車場			30,000,000	100%	30,000,000
機器物品等			80,000,000	100%	80,000,000
設計料			50,000,000	100%	50,000,000
合計	570,068,317		1,132,664,886		440,666,221

※2037年の建設費上昇率は、2022年（1.403%、1.702%）の数値に
この先15年の工事費上昇率予想（0.200%）を単純に足したもの

建設費：¥1,132,664,886

自己資金必要額：¥440,666,221

